

就業体験受入企業を募集いたします！

人手不足でお困りの企業の皆さまへ ～「就業体験」の受入れをしませんか？～

東出雲町商工会では、企業の人材確保のため、就業体験事業を実施いたします。

「人が集まらない」「若い人が来てくれない」…そんな声を多く聞きます。

ですが、地域の方に仕事を知ってもらうチャンスは意外と少ないのが現状です。

ほんの少しでも、現場の雰囲気や仕事のやりがいにもふれてもらうことで、

「この会社で働いてみたい」と思ってもらえるきっかけになります。

まずは、会社を知ってもらうことから始めてみませんか？



商工会ニュースに同封しております募集チラシ兼申込書をご覧ください、
東出雲町商工会までお申し込みください。

申込締切 令和7年8月15日(金)

TEL：0852-52-2344 FAX：0852-52-2194

**令和7年度島根県飲食・商業・サービス業等
エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金**

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援する補助金です。

令和4年度、5年度、6年度において同補助金の交付を受けた事業者は対象外です。異なる機器・設備の更新等であっても補助対象外となりますのでご注意ください。

■補助上限額・補助率

2,000 千円（下限 200 千円）

補助対象経費の1/2 以内

（ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3 以内）

■補助対象者

原則として島根県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む）

ただし、みなし大企業を除く

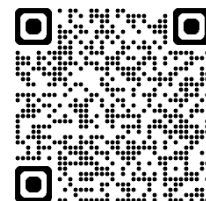
■申請書類提出期限

令和7年5月21日（水）～10月7日（火）17：00 まで

※予算の上限に達し次第終了となります

※申請書類は、各公募期間内に東出雲町商工会（TEL：0852-52-2344）にご提出ください。

※詳細は、**島根県 HP** をご確認ください。

**観光ガイドマップ付グルメパンフレット**

東出雲町商工会では、町内観光スポットや飲食店を紹介し、観光客や宿泊客が気軽に立ち寄っていただけるように「観光ガイドマップ付グルメパンフレット」を作成いたしました。

商工会ニュースに同封しておりますので、ぜひご覧ください、皆様にも町内の観光スポットや飲食店に立ち寄っていただけたら幸いです。

パンフレットは商工会窓口にも設置しておりますので、追加で必要な方は商工会までお立ち寄りください。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の 福利厚生をサポートします！

●会 費：一人月額**1,000円**(年間**12,000円**)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



健康診断 上限 6,000円 補助	インフルエンザ予防接種 600円 補助 (1回/年度)	歯科健診 (歯科治療含む) 600円 補助 (1回/年度)	5年に1度 永年勤続 5,000円～10,000円 給付	祝金・見舞金給付 (例) 結婚祝金 20,000円
忘・新年会(指定店利用) 宿泊付き 2,000円 日 帰 り 1,000円 宿泊付き又は日帰り(1回/年度)	抽選で お食事割引券 1,000円 プレゼント (指定店)	割引指定店 約400店舗	ドライブレコーダー購入 2,000円 補助 (1回/5年度)	ETC装着セットアップ 2,000円 補助 (1回/年度)
ジョイメイトしまね推奨ツアー 1,000円～10,000円 補助	ツアー 2,000円 割引 (指定の旅行代理店)	隔年 熟年夫婦旅行 10,000円 割引	隠岐汽船 (1回/年度) 1,000円 割引 (隠岐地区会員は 3,000円)	記載のサービスは一例です。 令和6年4月1日現在

(一財)島根県東部勤労者共済会

「2,040事業所・29,745人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

島根県補助事業

事業者の皆様へ

島根県創生
SHIMANE SUSTAINABILITY

誰かが、誰かの、
たからもの。



子育て・介護と

両立できる職場づくりに
取り組む企業を応援します

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

……………上限20万円
[1制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度

支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、

始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

20万円/人

2回目以降

10万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3か月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL **0852-21-0651**

島根県商工会連合会石見事務所 TEL **0855-22-3590**

